

日医発第1002号(保218)
平成21年1月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成20年12月26日付保医発第1226001号で厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知があり、平成21年1月1日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌3月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(平20.12.26 保医発第1226001号 厚生労働省保険局医療課長通知)
2. 新たに保険適用が認められた検査(日本医師会保険医療課)



保医発第1226001号

平成20年12月26日

地方厚生（支）局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部を下記のとおり改正し、平成21年1月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 別添1第2章第13部第1節N002(4)の次に次のように加える。

(5) EGFRタンパク

EGFRタンパクは、区分番号「N002」免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の「3」のHER2タンパクに準じて算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)別添1第2章第13部中

改正後	現行
<p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1)~(1) (略) <u>(5) EGFRタンパク</u> <u>EGFRタンパクは、区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」のHER2タンパクに準じて算定する。</u></p>	<p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1)~(1) (略)</p>

■ 新たに保険適用が認められた検査

平成20年12月26日 保医発第1226001号 (平成21年1月1日適用)

<p>1. EGFRタンパク (免疫染色法 (酵素抗体法))</p>	<p>N002 免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製の3に準じて算定する。</p>	<p>690点</p>
<p>平成20年3月5日保医発第0305001号の別添1の第2章「特掲診療料」第13部「病理診断」第1節「病理標本作製料」中、「N002 免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製」の(4)の次に(5)として右のように加える。</p>	<p>N002 免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製 (1)~(4) (略) (5) <u>EGFRタンパク</u> <u>EGFRタンパクは、区分番号「N002」免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製の「3」のHER2タンパクに準じて算定する。</u></p> <p>※ 下線部追加</p>	

(日本医師会保険医療課)